

長野県産業イノベーション推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合5か年計画）」に基づき、生産性向上やビジネス創出の基盤となるイノベーティブな潮流を作り出し、足腰の強い地域経済の実現を図ることを目的として、長野県産業イノベーション推進本部（以下「本部」という。）を設置する。さらに、経済・社会・環境が調和した地域づくりに寄与することを目指すものとする。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 産業イノベーションの推進に関すること。
- (2) 規制改革に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長（副知事の担当事務に関する規程（平成27年長野県訓令第2号）により産業経済の振興に関することを担当事務とする副知事）は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 9 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部会議において公開が適当でないとする場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(連絡会議)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、座長及び委員をもって組織する。
- 3 座長は、産業政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 連絡会議は、座長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 座長は、必要があると認める場合に、委員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討チーム)

第5条 個別テーマについて検討を行うため、必要に応じ、本部に検討チームを置くことができる。

- 2 検討チームの構成、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 本部及び連絡会議の庶務は、産業政策課産業戦略室において処理する。ただし、規制改革に関する庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年2月9日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別表 1

危機管理監兼危機管理部長、企画振興部長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、 環境部長、産業政策監兼産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、 公営企業管理者、教育長
--

別表 2

部局名	委員職名
危機管理部	消防課長
企画振興部	総合政策課長
総務部	人事課長、財政課長、税務課長
県民文化部	文化政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境部	環境政策課長
観光部	山岳高原観光課長
農政部	農業政策課長
林務部	森林政策課長
建設部	建設政策課長
企業局	経営推進課長
教育委員会事務局	教育政策課長